

2021年3月31日

<p>原則1 法令等に基づいた適切な団体運営及び事業運営</p> <p>(1)団体に適用される法令の遵守</p> <p>「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」を遵守した団体運営を行っている。</p> <p>(2)事業運営に当たっての法令等の遵守</p> <p>事業運営に当たっては、道路交通法、屋外広告物条例等、必要な法令等を遵守している。</p> <p>(3)適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制の整備</p> <p>権限や意思決定、管理・監督等について、定款、規則、要綱等で定め、役員等の体制を整備している。</p>
<p>原則2 組織運営に関する目指すべき基本方針の策定・公表</p> <p>目的達成に向けた取組指針として、長期経営計画「アクションプランbeyond2020」を策定し、公表している。</p>
<p>原則3 コンプライアンス意識の徹底</p> <p>(1)職員等に対するコンプライアンス研修</p> <p>適切な事務処理の確保に向け、事務手続き等に関する研修を職員全員に対して実施している。</p> <p>(2)関係者に対するコンプライアンス研修</p> <p>事業実施に当たっては、運営に関わる事業者やボランティア等へのコンプライアンスの徹底を図っている。</p>

原則4 公正かつ適切な会計処理

(1)適切な財務・経理の処理に基づく、公正な会計原則の遵守

財産管理や契約など、会計に関する意思決定や事務処理方法等について、規則・要綱等において定めているほか、外部の監査法人から指導・助言を得ている。

(2)国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等の遵守

東京都分担金について、東京都との協定等に基づき適正に執行している。

(3)会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制の整備

会計処理に当たっては、事務分掌や決定・処理プロセス等を定め、適切に行う体制としている。

原則5 組織運営の透明性の確保

評議員会・理事会の議事内容、財務状況など、組織運営に係る情報をホームページにおいて公表している。